

コロナ禍における本学の学生交流（受入・派遣）に関する判断基準

令和3年6月15日に文部科学省より「日本人学生の海外留学について（周知）」が発出された。また、海外の大学での学位取得又は日本の大学等で海外留学が卒業要件のために海外の大学に渡航する必要がある学生に対する、「留学予定者ワクチン接種支援事業」も開始された。

これらを受け、コロナ禍における本学の学生交流（受入・派遣）に関する判断基準を以下のとおり策定する。

なお、今後国内外の感染状況や変異株等により受入国や日本国内の状況も刻一刻と変わり得ることに留意すること。

外国人留学生の受入基準

日本国政府による「国際的な人の往来の再開」の決定に基づき、本学においても令和2年10月1日から外国人留学生の受入れを再開したが、現在、政府の「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策強化に係る新たな措置」に基づき、全ての国・地域からの外国人の新規入国の一時停止が継続されている。ただし、以下に該当する場合は、外国人留学生を受け入れることとする。

1. 再入国許可を保持している場合（再入国拒否指定国を除く）
2. 外務省が国費外国人留学生に対して特例で査証を発給する場合
3. 外国人の新規入国一時停止措置が解除された場合

本学学生の派遣基準

原則として、外務省感染症危険情報において、レベル1以下の国・地域についてのみ派遣できることとする。ただし、以下に該当する場合は、感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航取り止め）又はレベル3（渡航中止勧告）であっても、渡航先の感染状況等を国際連携本部と協議の上、派遣の可否を判断することとする。

1. 大学間交流協定等に基づく1年間（実際の派遣期間9ヶ月以上）の海外留学プログラムに参加する場合
2. 文部科学省並びに独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）等の国の機関が実施又は奨学金を支給する1年間（実際の派遣期間9ヶ月以上）の海外派遣プログラムに参加する場合
3. 在籍課程において、海外留学が卒業要件になっている場合
4. その他修学上必要な留学であると部局長が認めた場合

※留学にあたっての留意点

- (1) 渡航先の国・地域並びに受入先機関の最新状況を必ず確認すること。
- (2) 渡航にあたっては、渡航先の感染状況や感染防止策、感染した場合の現地の医療体制の確認のほか、帰国時の防疫措置の把握、帰国ルートの確保、保険加入の徹底など、学生の安全確保に万全を期すこと。
- (3) 学生に対しては、感染症危険情報レベル2やレベル3の国・地域への留学であることをあらかじめ周知し理解させるとともに、留学先での感染予防や重症化防止のため、渡航前のワクチン接種を推奨すること。

【参考】コロナ禍における本学の留学生派遣までの流れ

